第2回山武長生夷隅地域保健医療連携･地域医療構想調整会議	報告事項2 資料4
令和8年11月20日（金）	

かかりつけ医機能報告制度について

■　医療法第30条の18の4第1項に基づくかかりつけ医機能報告は、今後、慢性の疾患を含む複数の疾患を有し、医療と介護の複合ニーズを有することも多い高齢者の増加に対応するため、身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置、その他の医療の提供を行う機能（かかりつけ医機能）の確保を目的とする報告制度であり、令和7年度から始まりました。

■　なお、本県における令和7年度報告の報告率は、79．7%（全国平均80．5%）でした。令和7年度調査の結果については現在、分析等行っており、第3回調整会議で報告させていただく予定です。本年度も1月から調査を実施予定ですので、報告をお願いいたします。

千葉県 健康福祉部 医療整備課 地域医療構想推進室

電話番号：043-223-2457　メール：chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

かかりつけ医機能報告制度の概要

・医療機関（特定機能病院及び歯科医療機関を除く）は、**毎年1月から3月の間に**、かかりつけ医機能について都道府県知事に報告を行う。
・都道府県知事は報告内容を確認し、地域関係者との協議の場において、かかりつけ医機能を確保するための具体的な方策を検討する。

図　かかりつけ医機能報告概要

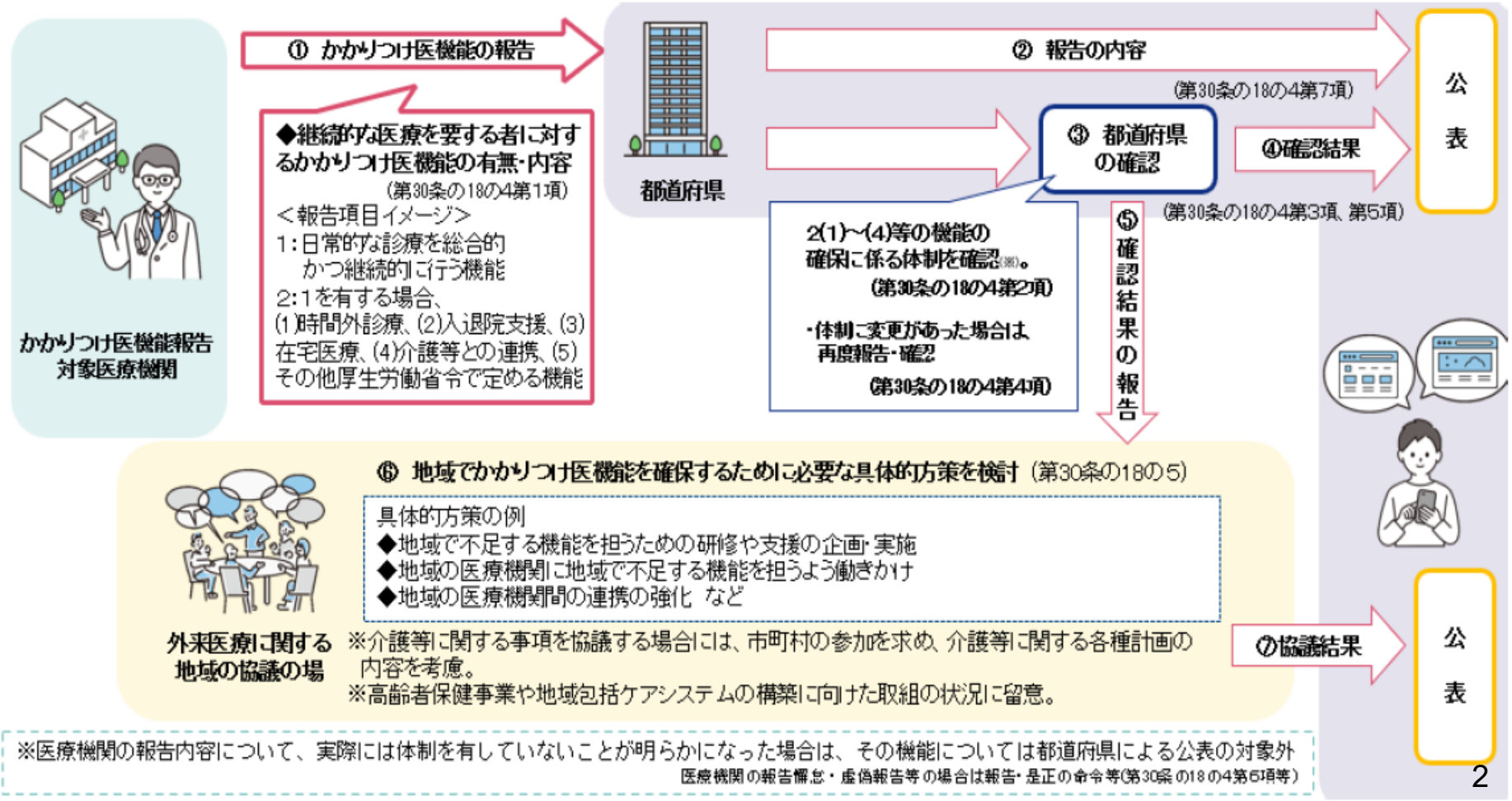

かかりつけ医機能報告制度の概要

病院・診療所（特定機能病院及び歯科医療機関を除く）が、かかりつけ医機能報告の対象となる。
各医療機関におけるかかりつけ医機能報告の内容について、**①報告、②院内掲示、③患者説明**の実施が必要。

①報告	毎年１～３月に、かかりつけ医機能の内容について都道府県に報告 ※原則、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により報告を実施 **１号機能**　日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能 **２号機能**　（イ）通常の診療時間外の診療　（ロ）入退院時の支援 （ハ）在宅医療の提供　（ニ）介護サービス等と連携した医療提供
②院内掲示	かかりつけ医機能（１号機能）を有する医慮機関の要件として、報告したかかりつけ医機能の一定の内容を院内掲示する必要がある。 ※G-MISにおいて、院内掲示用の様式を出力可能。
③患者説明	おおむね４ヶ月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合で、患者・家族から求めがあったときは、治療計画等について説明する必要がある。 ※かかりつけ医機能を有する医療機関は、原則、医療法に基づく患者への説明が努力義務。

かかりつけ医機能報告制度の概要

【かかりつけ医機能報告の主なスケジュール】
毎年１～３月に、都道府県に対して、かかりつけ医機能報告（定期報告）を行っていただく。

	１２月頃	１～３月	４月～	１２月頃
医療機関	都道府県からの定期報告依頼の受領	**定期報告** ※G-MISにより報告	**変更報告（随時）** ※定期報告で報告した内容に変更が生じた場合	都道府県からの定期報告依頼の受領
都道府県	医療機関への定期報告依頼の発出	医療機関からの定期報告受領 都道府県による体制の有無の確認	報告内容の集計分析 報告内容及び確認結果の公表 **協議の場での協議**	医療機関への定期報告依頼の発出

※本スケジュールはおおよその流れを記載したものであり、前後する場合があります。

かかりつけ医機能報告制度の報告内容

・かかりつけ医機能報告は、大きく、以下の**「１号機能」**と**「２号機能」**に分けられる。
・１号機能を有する医療機関においては、２号機能に係る報告事項についての報告を行う。

かかりつけ医機能報告の流れ

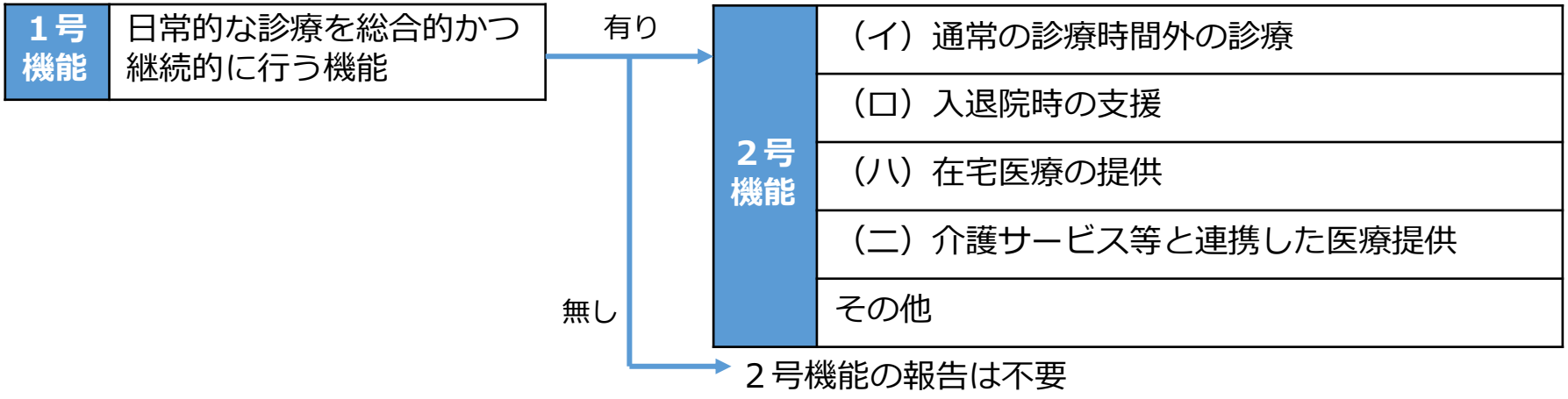

かかりつけ医機能が「有り」となる要件

＜１号機能＞

○以下の報告事項のうち、（★）を付記している報告事項について、「実施している」あるいは「実施できる」ことが１号機能を有することの要件となる。

☞「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表をしていること（★）

☞かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無

☞17の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること（★）

☞一次診療を行うことができる疾患

☞医療に関する患者からの相談に応じることができること(継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む)（★）

＜２号機能＞

○各報告事項のうち、いずれかについて「実施している」あるいは「実績がある」ことが、各２号機能を有することの要件となる。